

日本スポーツ体育健康科学学術連合第1回大会 オリンピック・ムーブメントとジェンダー

2015. 8. 24 於 国士舘大学
日本スポーツとジェンダー学会

コーディネーター
建石真公子(法政大学)

1

課題としてお話しする内容

- オリンピック・ムーブメントとは
- なぜオリンピック・ムーブメントは、参加国を拘束するか
- ジェンダーの多様な概念
- スポーツにおける「ジェンダー」問題
- 「オリンピック・ムーブメントとジェンダー」の課題

2

オリンピック・ムーブメント(オリンピック憲章)

- 「オリンピズムの目的は、**人間の尊厳の保持**に重きを置く**平和な社会**を奨励することを目指し、スポーツを人類の調和の取れた発展に役立てることにある。」
- 「オリンピック・ムーブメントは、オリンピズムの価値に鼓舞された個人と団体による、協調の取れた組織的、普遍的、恒久的活動である。その活動を推し進めるのは最高機関のIOCである。」
- **スポーツをすることは人権の1つ**である。すべての**個人はいかなる種類の差別も受けることなく**、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければならない。オリンピック精神においては友情、連帯、フェアプレーの精神とともに**相互理解**が求められる。(基本原則)

⇒人間の尊厳の保障、多様性の尊重、差別禁止

3

オリンピック・ムーブメントの原則

- 人間の尊厳の尊重
すべての個人を尊重し、多様性を認める
- スポーツをすることは人権
権利の制約には根拠が必要とする
- 差別禁止
⇒等しく扱うのか
異なる扱いをしつつ結果として差別禁止を達成するのか

4

オリンピック・ムーブメントの発展

<近代的オリピズム>という価値

- ・1894年6月23日、世界スポーツ会議の折に、オリンピック再開の宣言
スポーツを超えて、「文化的祭典、統合のシンボル、人間の連帯」

<多様な国際組織の「スポーツにおける人権保護」決議等の支援>

- ・1990年代～ヨーロッパ審議会・EU

<国際大会＝IOCから各国への影響>

- ・ホスト国は大会を契機に民主主義・人権・報道の自由の進展が期待
- ・世界への門戸開放(少なくとも大会期間)
- ・ホスト都市との契約⇒人権尊重、差別禁止が新たに付加

5

IOCと「国際的な人権基準」との相互作用

- ・国連憲章の原則(加盟国に対する義務)＝人権と平和の密接な関係
⇒武力不行使の原則・基本的人権の保障の義務
- ・国際人権保障制度
人権の普遍性・すべての人の尊厳と平等の保護
- ・国際組織－加盟国の関係
条約-批准⇒義務履行のための何らかの手続き
- ・IOC－加盟国
オリンピック憲章を遵守することで、オリンピックに参加
ホスト都市に対する義務(契約)

6

なぜオリンピック・ムーブメントは 人権分野において参加国を拘束するか

1. 国際スポーツ組織に由来するスポーツ規範の拘束力
「競技参加」と引き換えに、ルールと原則を承認
2. オリンピック・ムーブメントの特殊性
オリピズムの価値=人間の尊厳・平和な社会を促進
スポーツをすることは人権の一つ
3. 近年の国連におけるIOCの公的な位置づけ
2014年4月28日 IOCと国連との間に「ハイレベル協力関係」協定
大会の目的は、差別のないスポーツを通じての若者の教育による
平和な世界の構築
＝「基本的人権尊重、差別禁止、平和の維持」という国連の原則

7

「ジェンダー」＝性差別を分析・撤廃する概念

<法的な平等の確立後にも残る性差別>

- ・性差別⇒自然な性差を根拠とする「必然的な区別」?
- ・ジェンダー⇒性差は自然ではなく「社会的な概念」である、という視点
「人は女に生まれない:女になるのだ」(ポーボワール『第2の性』)
On ne naît pas femme : on le devient.
⇒ここでいう「女」は、ステレオタイプの「女」を意味する
- ・1980年代以降、アメリカで、性差別を平等違反と訴える訴訟において、
ジェンダー概念をもとに性差は「自然」ではないことを説明
★「女」という役割ではなく、個人として尊重され、人として平等に権利保護

8

「ジェンダー」の三つの役割

1. 性差別を考察する視角

性差別は、何を根拠とするのか
その根拠は、正しいか

2. 性差別を撤廃するという主張

ジェンダー・バイアスにもとづく差別の撤廃
⇒性差を見ないこと + 性差を尊重すること

3. ジェンダー(性別・セクシュアリティ)にかかわる権利保護

セクシュアリティの尊重 = 多様性の尊重

9

スポーツではジェンダー差別が起きやすい？

・公正な、そして面白いスポーツのために・・・優劣で区分する
勝者(強者)－敗者(弱者)

・身体(活動)のみを注視し、勝敗・優劣を判定

身体能力

男性優位

セクシュアリティが顕在化

・長い間、参加も含め、男性中心、男性の視点で扱われる傾向

➢現在、このようなあからさまな区分は、スポーツ以外では稀有

➢尊厳の尊重、平等・差別禁止をどう保障するのか

10

オリンピック・ムーブメントとジェンダー

1. 平等の達成・そのための条件整備

参加・参画

教育・トレーニング、待遇、職業、引退後支援

出産・育児、女性の仕事に関する社会的条件、安全の確保

2. ジェンダーに基づく差別禁止

スポーツ・競技における女性らしさ、性役割の強調(の強制)

セクシュアル・ハラスメント(=犯罪)

11

スポーツにおけるセクシュアル・マイノリティ

・「身体活動を注視」、「身体接触が多い」

セクシュアリティを理由とする差別が可視化しやすい

・競技参加の条件の公平性 ⇒ 男女別競技

性別を確認する必要・性別で2分する必要

⇒プライバシー

⇒セクシュアリティの多様性 = 個人の尊重をどう認めていくか

12

各国における権利保護の促進 ＝差別禁止+婚姻等の承認

- ・2001年 EU基本権憲章 「性的指向」を理由とする差別禁止
- ・2015年5月 アイルランド国民投票＝同性婚を認める憲法改正
- ・2015年6月 アメリカ連邦最高裁判決＝全州で同性婚の承認可能
「申立人たちが望むのは、非難され、孤独のうちに生涯を終えることのないこと。また、古い体制や思想のために社会から排除されることなく、生を全うできることである。法の下に、平等なる尊厳を求めているのである。憲法は、彼らにもその権利を付与している。」
- ・2015年7月 欧州人権裁判所判決 同性カップルの法的保護の要請
➢加盟47カ国で同性婚等の法的保護が要請される

13

近代的人権概念の普遍性から 身体をもつ人間の多様性の尊重へ

- ・平等の達成 … 「女性」としての参加・参画
… 「性別」を斟酌しない参加・参画
- ・セクシュアリティの多様性の尊重 ⇒ 性別を明確にする必要性
- ・ジェンダー差別の禁止、セクハラ対策・セクシュアル・マイノリティの権利
保護の進んでいない日本

スポーツは社会の反映 ⇔ スポーツは社会のモデル

14

シンポジウムの構成

- ・課題 コーディネーター(建石)
- ・国際組織におけるスポーツとジェンダーに関する取り組みの動向
(田原淳子氏・国士舘大学)
- ・セクシュアル・マイノリティへのIOCの対応
(結城和香子氏・毎日新聞)
- ・セクシュアル・ハラスメントの予防対策に関する国際的な動向と日本の対応
(高峰修氏・明治大学)

15